

# 新発田市防犯活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域一体となった市民による防犯活動を一層推進するため、模範となる防犯活動を行う町内会等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、前条の目的を達成するために必要な物品の整備を行う町内会等とする。

(補助対象物品)

第3条 補助金の交付の対象となる物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯のぼり旗、防犯ビデオテープその他の防犯啓発用物品
- (2) ユニホーム、腕章、青色回転灯その他の防犯パトロール用物品
- (3) その他市長が自主防犯活動に必要と認める物品

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する物品の整備に要する費用の3分の2の額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、8万円を限度とする。

(平成29告示268・一部改正)

(再交付の制限)

第5条 第3条に規定する物品に対する再度の補助金の交付は、前回の補助金の交付から概ね5年を経過しなければ行わないものとする。

(補助金の交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約及び役員名簿
- (2) 防犯物品等の購入見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第7条 実績報告書は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象物品に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 補助対象物品を確認することができる写真

(平成29告示268・旧第6条繰下)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。